

議案第 57 号

藤岡市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

藤岡市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 30 年 6 月 14 日提出

平成 30 年 6 月 14 日可決

藤岡市長 新 井 雅 博

藤岡市条例第 号

藤岡市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

藤岡市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平
成 26 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 号中「第 140 条の 68 第 1 項に規定する主任介護支援専門員研
修を修了した者」を「第 140 条の 66 第 1 号イ（3）に規定する主任介護支
援専門員」に改める。

第 5 条第 2 号中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の
特例に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。